

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1, 442, 091個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第131期利益処分計算書案承認の件

議案の内容は、前記32頁に記載のとおりであります。

当期は損失を計上いたしました但し、損失を翌期に繰り越さないために別途準備金を一部取り崩すこととさせていただきたいと存じます。また、利益配当金につきましては、当期の決算状況ならびに金融機関を取り巻く厳しい経営環境を勘案し、遺憾ながら前期の年間配当金に比べ1株につき2円減配し5円とさせていただきたいと存じます。

また、第1回優先株式についての当期の利益配当金につきましては、1株につき所定の6円8銭とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役賞与金につきましては、計上いたしておりません。

第2号議案 定款一部変更の件

(議案の要領)

平成13年10月1日に、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)が施行されたことにより、額面株式が廃止され、単元株制度が創設される等の改正が行われました。同法の規定により、従来の1単位の株式数を1単元の株式数とする旨及び1単元未満の株券を発行しない旨の定款変更がなされたものとみなされますが、これらを含め、同法施行に伴い、所要の変更を行うものであります。

また、平成14年4月1日に、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)が施行されたことにより、電磁的方法による会社関係書類の作成が可能となり、また新株予約権制度の創設等の改正が行われたことに伴い所要の変更を行うものであります。

併せて、上記の変更に伴い一部条数の変更等を行うものであります。

変更の内容及び理由は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
(消却のための当会社の株式の取得) 第5条の2 当会社は、平成11年6月29日後、取締役会の決議をもって、1億5,000万株を限度として、利益による消却のために当会社の株式を買い受けることができる。 <u>前項または定時株主総会の決議をもって消却のためにする当会社の株式の買受けについては、普通株式もしくは優先株式のうちいずれか一つ、または複数の種類の株式について行うことができる。</u>	(削除)	商法改正及び「株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律」(平成9年法律第55号)が廃止となったことに伴い該当条文を削除するものであります。
(額面株式1株の金額および無額面株式) 第6条 当会社の発行する普通株式は額面株式とし、1株の金額は50円とする。当会社の発行する優先株式は無額面株式とする。	(削除)	商法改正により、額面株式の廃止に伴い1株の金額の定めを削除するものであります。
(1単位の株式の数) 第7条 当会社の1単位の株式の数は1,000株とする。	(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第6条 当会社の1単元の株式の数は、すべての種類の株式につき1,000株とする。 <u>当会社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>	商法改正により、単位株制度が廃止され、単元株制度が創設されたことに伴い、1単元の株式数を定め、単元未満株券を発行しない旨を規定するものであります。
(基準日) 第8条 当会社は、毎営業年度末の株主名簿に記載された株主(実質株主名簿に記載された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第7条 当会社は、毎営業年度末の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	商法改正により、電磁的記録により株主名簿を作成することが可能となったことに伴い、所要の変更を行うものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。 (株式取扱規則) 第9条 当会社の株券の種類ならびに株式名義書換、実質株主通知の受理、<u>単位</u>未満株式の買取、その他株式に関する取扱は取締役会の決議をもって定める株式取扱規則による。 (優先配当金) 第9条の2 当会社は、第31条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、優先株式1株につき年60円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。 ただし、当該営業年度において第9条の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 優先株主に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。 第9条の3 } 第9条の4 } (条文省略) 第9条の5 } 第9条の6 }	前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。 (株式取扱規則) 第8条 当会社の株券の種類ならびに株式名義書換、実質株主通知の受理、<u>単元</u>未満株式の買取、その他株式に関する取扱は取締役会の決議をもって定める株式取扱規則による。 (優先配当金) 第8条の2 当会社は、第31条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、優先株式1株につき年60円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。 ただし、当該営業年度において第8条の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 優先株主に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。 第8条の3 } 第8条の4 } (現行どおり) 第8条の5 } 第8条の6 }	商法改正により、単位株制度が廃止され、単元株制度が創設されたことに伴い、「単位」の文言を「単元」に変更するものとあります。 一部条数の変更を行います。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
(株式の併合または分割、新株引受権等) 第9条の7 当会社は、法令に定める場合を除き、優先株式につき株式の併合または分割は行わない。 当会社は、優先株主には、新株の引受権または<u>転換社債もしくは新株引受権付社債</u>の引受権を与えない。 第9条の8 (条文省略) (普通株式への一斉転換) 第9条の9 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 この場合、当該平均値が<u>普通株式の額面金額または200円以上で当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額のいずれか高い金額</u>を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。 上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。	(株式の併合または分割、新株引受権等) 第8条の7 当会社は、法令に定める場合を除き、優先株式につき株式の併合または分割は行わない。 当会社は、優先株主には、新株の引受権または<u>新株予約権付社債</u>の引受権を与えない。 第8条の8 (現行どおり) (普通株式への一斉転換) 第8条の9 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 この場合、当該平均値が200円以上で当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。 上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。	商法改正により、新株予約権付社債制度が創設されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。 商法改正により、額面株式が廃止されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
(招集の時期および場所) 第10条 定時株主総会は毎営業年度終了後3か月以内に招集する。前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。<u>株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。</u> (新設)	(招集の時期) 第9条 定時株主総会は毎営業年度終了後3か月以内に招集する。前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。 (招集の場所) 第10条 <u>株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。</u>	招集の時期と招集の場所を分割して記載するものとあります。 同上
(議決権の代理行使) 第13条 株主は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は当会社の当該株主総会において議決権を行使することができる株主に限る。代理人は株主総会ごとに当会社に委任状を提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第13条 株主は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は当会社の当該株主総会において議決権を行使することができる株主に限る。<u>株主または代理人は株主総会ごとに当会社に委任状を提出しなければならない。</u>	商法改正により、議決権の代理行使について、委任状を提出すべき者に株主が加えられたことに伴い、所要の変更を行うものであります。
(種類株主総会) 第14条の2 第11条、第13条および第14条の規定は種類株主総会にこれを準用する。	(種類株主総会) 第14条の2 <u>第10条</u>、第11条、第13条および第14条の規定は種類株主総会にこれを準用する。	種類株主総会の招集の場所について、定時株主総会の規定を準用するものであります。
(選任) 第16条 取締役は株主総会においてこれを選任する。<u>取締役の選任決議は発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってする。</u>取締役の選任については累積投票によらないものとする。	(選任) 第16条 取締役は株主総会においてこれを選任する。<u>取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってする。</u>取締役の選任については累積投票によらないものとする。	商法改正により、単元株制度が創設されたことに伴い、定足数の基準が発行済株式総数から総株主の議決権の数に改正されたため、所要の変更を行うものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
(選任) 第24条 監査役は株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任決議は<u>発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主</u>が出席してその議決権の過半数をもってする。	(選任) 第24条 監査役は株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任決議は<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席してその議決権の過半数をもってする。	同上
(利益配当金の支払い) 第31条 利益配当金は各営業年度末の株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。	(利益配当金の支払い) 第31条 利益配当金は各営業年度末の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	商法改正により、電磁的記録により株主名簿を作成することが可能となったことに伴い、所要の変更を行うものであります。
(中間配当金) 第32条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（本定款において「中間配当」という。）を行うことができる。	(中間配当金) 第32条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（本定款において「中間配当」という。）を行うことができる。	同上

第3号議案 取締役13名選任の件

平成14年3月31日付をもって、飯尾紘治、庄山範行及び吉村洋二の3氏が、平成14年5月31日付をもって大塚尊彦氏がそれぞれ取締役を辞任されました。また、本総会終結の時をもって、取締役村上仁志、高橋 温、森田 豊、伊戸富士雄、田辺榮一、水上博和、幡部高昭、中村隆司及び乗松順平の9氏が任期満了となります。

つきましては、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
1	村 上 仁 志 (昭和16年5月28日生)	昭和39年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 神戸支店長委嘱 平成3年6月 当社取締役 本店支配人委嘱 平成3年6月 当社常務取締役 平成4年6月 当社常務取締役 本店市場金融部長委嘱 平成6年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成10年3月 当社取締役会長（現任）	23,456株
2	高 橋 温 (昭和16年7月23日生)	昭和40年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 業務部長委嘱 平成5年6月 当社取締役 企画部長委嘱 平成5年6月 当社常務取締役 企画部長委嘱 平成7年2月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成10年3月 当社取締役社長（現任）	48,280株
3	森 田 豊 (昭和18年10月19日生)	昭和42年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 東京営業第一部長委嘱 平成8年6月 当社常務取締役 平成10年3月 当社常務取締役 本店総括部長委嘱 平成10年6月 当社専務取締役 本店総括部長委嘱 平成11年2月 当社専務取締役 平成11年6月 当社専務取締役兼専務執行役員 平成13年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成14年4月 当社取締役兼副社長執行役員（現任）	20,288株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
4	伊 戸 富士雄 (昭和19年 9 月27日生)	昭和43年 4 月 当社入社 平成 6 年 6 月 当社取締役 業務企画部長委嘱 平成 7 年 6 月 当社取締役 福岡支店長委嘱 平成 9 年 6 月 当社取締役 本店支配人委嘱 平成 9 年 6 月 当社常務取締役 平成11年 6 月 当社常務取締役兼常務執行役員 平成12年 4 月 当社専務取締役兼専務執行役員 平成13年 6 月 当社取締役兼専務執行役員 (現任)	18,050株
5	田 辺 榮 一 (昭和21年 4 月27日生)	昭和44年 4 月 当社入社 平成 9 年 6 月 当社取締役 人事部長委嘱 平成10年 6 月 当社常務取締役 人事部長委嘱 平成11年 6 月 当社常務取締役兼常務執行役員 人事部長委嘱 平成12年 2 月 当社常務取締役兼常務執行役員 平成13年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 平成14年 4 月 当社取締役兼専務執行役員 (現任)	19,179株
6	水 上 博 和 (昭和22年 7 月12日生)	昭和45年 4 月 当社入社 平成10年 6 月 当社取締役 米州地区統括支配人 兼ニューヨーク支店長 兼ナッソー支店長委嘱 平成11年 6 月 当社取締役 海外業務部長委嘱 平成11年 6 月 当社常務取締役 兼常務執行役員 海外業務部長委嘱 平成12年 4 月 当社常務取締役兼常務執行役員 平成13年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 (現任)	12,098株
7	幡 部 高 昭 (昭和23年 4 月 5 日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成 6 年 2 月 当社年金運用部長 平成 8 年 6 月 当社総合資金部長 平成11年 6 月 当社執行役員 総合資金部長委嘱 平成12年 4 月 当社常務執行役員 平成12年 6 月 当社常務取締役兼常務執行役員 平成13年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 (現任)	7,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の 株式の数
8	宮 川 和 雄 (昭和23年 8 月28日生)	昭和47年 4 月 当社入社 平成 6 年 6 月 当社五反田支店長 平成 8 年 6 月 当社業務部長 平成11年 6 月 当社執行役員 業務部長委嘱 平成12年 4 月 当社執行役員 平成13年 6 月 当社常務執行役員 (現任)	8,000株
9	藤 井 豪 夫 (昭和23年11月12日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成10年 6 月 当社取締役 資産運用部長委嘱 平成11年 6 月 当社取締役退任 当社執行役員 資産運用部長委嘱 当社執行役員 人事部長委嘱 平成12年 2 月 当社常務執行役員 (現任) 平成14年 4 月	6,250株
10	中 村 隆 司 (昭和23年10月18日生)	昭和47年 4 月 当社入社 平成 4 年 6 月 当社投資顧問部長 平成 7 年 2 月 当社本店支配人 平成 7 年 6 月 当社資金証券部長 平成 8 年 6 月 当社審査第一部長 平成10年 6 月 当社企画部長 平成11年 6 月 当社執行役員 企画部長委嘱 平成13年 6 月 当社取締役兼執行役員 企画部長委嘱 平成14年 4 月 当社取締役兼常務執行役員 (現任)	8,000株
11	渋谷 正 雄 (昭和24年12月10日生)	昭和47年 4 月 当社入社 平成 8 年 6 月 当社静岡支店長 平成10年 4 月 当社不動産営業部長 平成11年 6 月 当社不動産営業部長兼不動産投資顧問部長 平成12年 6 月 当社執行役員 不動産営業部長兼不動産投資顧問部長委嘱 平成13年 6 月 当社執行役員 不動産営業部長委嘱 平成14年 4 月 当社常務執行役員 (現任)	5,000株
12	井 上 育 穂 (昭和23年10月 8 日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成 7 年 6 月 当社和歌山支店長 平成 9 年 2 月 当社本店営業第三部長 平成11年 6 月 当社本店営業第二部長 平成13年 6 月 当社執行役員 本店営業第二部長委嘱 平成14年 4 月 当社常務執行役員 (現任)	3,157株
13	乗 松 順 平 (昭和23年 7 月17日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成 7 年10月 当社横浜支店長 平成 9 年 6 月 当社東京営業第二部長 平成11年 6 月 当社業務推進部長 平成12年 6 月 当社執行役員 業務推進部長委嘱 平成13年 6 月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成13年 6 月 当社取締役兼執行役員 本店支配人委嘱 平成13年 8 月 当社取締役兼執行役員 総務部長委嘱 (現任)	5,315株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山崎明郎氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、廣江恒夫氏は、社外監査役の候補者であります。

氏 (生 年 月 名 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
廣 江 恒 夫 (昭和13年3月2日生)	昭和13年4月 住友海上火災保険株式会社(現 三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成元年6月 同社取締役 平成3年6月 同社常務取締役 平成6年6月 同社専務取締役 平成8年6月 同社取締役副社長 平成10年6月 同社取締役退任 日本原子力保険プール 専務理事(現任)	0株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 当社の取締役、執行役員及び使用人の一部の者に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、執行役員及び使用人の一部の者に対しストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

金融自由化に即した自己変革を進め、企業価値の拡大を図る観点から、取締役、執行役員及び使用人の意欲や士気を高め、当社業績の向上ひいては株主の皆様の利益に資することを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社の取締役、執行役員及び使用人の一部の者に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、執行役員及び使用人の一部の者の合計450名に対し新株予約権3,000個を割当てるものとする。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 3,000,000株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の数

3,000個（新株予約権1個につき普通株式1,000株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の申込日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行する時は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \right)}{1}$$

（株式併合の場合は減少株式数を減じる）

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成16年 7 月 1 日から平成18年 6 月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使期間中であればいつでも権利行使を行うことができる。

- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
 - ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。
 - ④ その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役、執行役員及び使用人との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の消却
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 本新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が、(6)①又は④に定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。

第 6 号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成14年 3 月31日付をもって取締役を退任されました飯尾紘治、庄山範行及び吉村洋二の 3 氏、平成14年 5 月31日付をもって取締役を退任されました大塚尊彦氏、並びに本總會終結の時をもって監査役を退任されます山崎明郎氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
飯 尾 紘 治	平成 4 年 6 月 当社取締役 平成 7 年 6 月 当社常務取締役 平成10年 3 月 当社専務取締役 平成11年 6 月 当社取締役副社長 平成13年 6 月 当社取締役 平成14年 3 月 当社取締役辞任
庄 山 範 行	平成 8 年 6 月 当社取締役 平成10年 3 月 当社常務取締役 平成13年 6 月 当社取締役 平成14年 3 月 当社取締役辞任
吉 村 洋 二	平成 8 年 6 月 当社取締役 平成11年 6 月 当社取締役退任 平成12年 6 月 当社常務取締役 平成13年 6 月 当社取締役 平成14年 3 月 当社取締役辞任
大 塚 尊 彦	平成10年 6 月 当社取締役 平成11年 6 月 当社取締役退任 平成12年 6 月 当社常務取締役 平成13年 6 月 当社取締役 平成14年 5 月 当社取締役辞任
山 崎 明 郎	平成 6 年 6 月 当社監査役（現任）

以 上